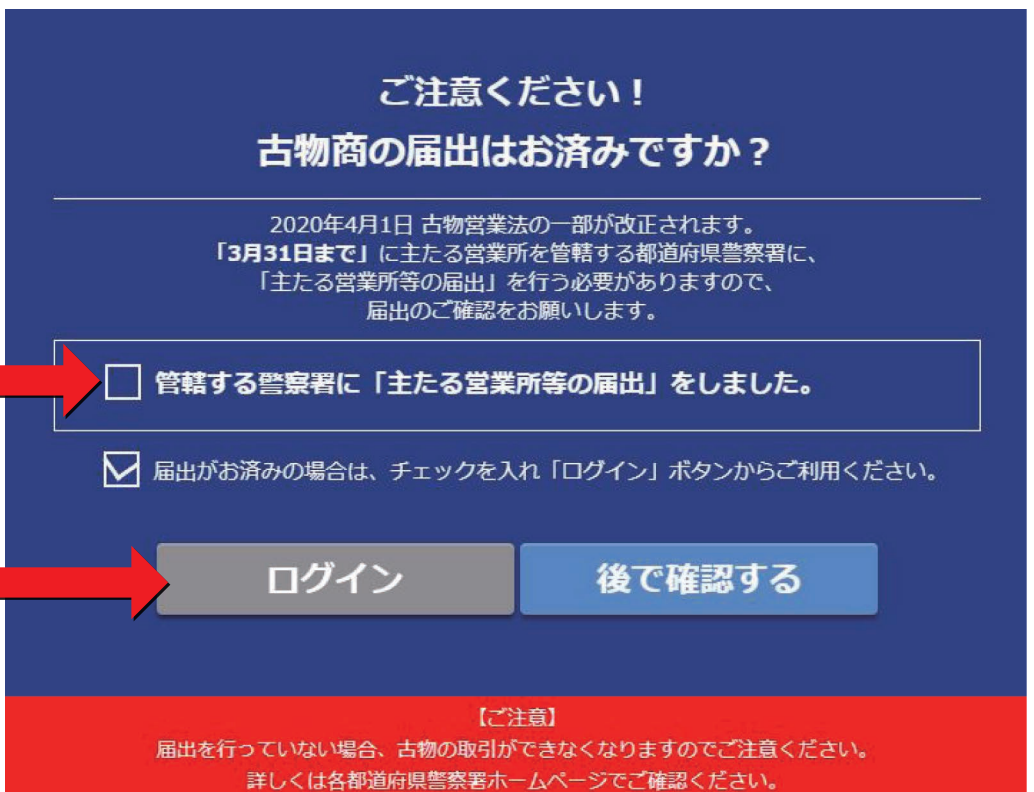


2020年(令和2年)4月1日より古物営業法の一部が改正され、主たる営業所を管轄する都道府県警察署に「主たる営業所等」の届出が必要です。

弊社各サービスをご利用の会員様には、**2020年3月9日(月) 20時より**ログイン後に届け出がお済みであることを確認させて頂く画面が表示されますので、下記の通り操作頂きますようお願いいたします。

## 【表示される画面】



**ご注意ください！**  
**古物商の届出はお済みですか？**

2020年4月1日 古物営業法の一部が改正されます。  
【3月31日まで】に主たる営業所を管轄する都道府県警察署に、「主たる営業所等の届出」を行う必要がありますので、届出のご確認をお願いします。

① 届け出がお済みならクリックします  管轄する警察署に「主たる営業所等の届出」をしました。

届出がお済みの場合は、チェックを入れ「ログイン」ボタンからご利用ください。

② 「ログイン」をクリックします

届け出がお済みでなければ「後で確認する」をクリックします

**【ご注意】**  
届出を行っていない場合、古物の取引ができなくなりますのでご注意ください。  
詳しくは各都道府県警察署ホームページでご確認ください。

- 届け出済みのチェックをされますと本画面は表示されなくなります。
- 複数のIDやサービスをご利用でもチェックは1回のみです。  
届け出済みかわからない場合はチェックを入れずに「後で確認する」をクリックしてください。

## ご注意

3月31日まで「後で確認する」をクリック後、各サービスにログインしますが、**4月1日以降は届け出済みのチェックがないとログインする事ができませんのでご注意ください。**